

令和5年6月定例会 総務委員会（付託）

令和5年6月27日（火）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

眞貝委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「徳島県過疎地域持続的発展計画（令和5年度版）」（案）について
(資料1、2)

菊地政策創造部長

この際、1点御報告させていただきます。

徳島県過疎地域持続的発展計画（令和5年度版）案についてでございます。

資料1として、徳島県過疎地域持続的発展計画（令和5年度版）案の概要について、資料2として、徳島県過疎地域持続的発展計画（令和5年度版）案を掲載させていただいておりますが、資料1の概要にて御説明させていただきます。

まず、1の概要でございますが、この計画は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定めるもので、計画の推進に当たっては、毎年度、見直しを行うこととしていることから、この度、令和5年度事業を追加するなど計画の見直しを行い、過疎対策の充実を図るものでございます。

2の今回追加した主な事業でございますが、施策体系ごとに事業を記載させていただいております。

今後とも、全庁挙げて市町村と一体となり、過疎対策に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

次に、関西広域連合議会議員の岡本委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

- 関西広域連合議会について

岡本委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について概要を報告いたします。

まず、6月24日に大阪市において6月臨時会が開催されました。

当日、議長及び副議長の選挙が行われました。議長には私が、副議長には滋賀県の岩佐議員が選出されました。

また、広域連合長から、監査委員の選任について同意を求める件など2件の議案が提出され、同意されました。

その後、一般質問が行われ、本県からは大塚議員が、新型コロナワクチンへの不安の軽減について、このことは後藤田知事が答弁をされました。関西広域における脱炭素の取組について、これは三日月連合長が答弁をされました。この2点に関して、理事者の見解をただしたところであります。

その他の議員からは、大阪・関西万博について、コロナ後のインバウンドについて、広域医療連携の推進についての質問がなされました。

報告は以上であります。8月24日、25日に関西広域連合議会を徳島県議会でお世話になりたいと思っております。議員の皆様方にも出席をお願いするということで、部局みんな出てもらうようになると思うので、120人くらいいろいろな方がお越しになると思いますので、よろしく願いいたします。

眞貝委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

- 関西広域連合委員会について（資料3）

菊地政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして御報告をさせていただきます。

資料3を御覧ください。

前回の総務委員会における御報告後、去る6月24日に第155回関西広域連合委員会が開催されました。そのうち主な報告事項につきまして御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言についてでございます。

国のマイナンバー制度は、行政のデジタル化全般に関わる重要な基礎インフラであるものの、昨今、証明書交付サービスにおける誤送付をはじめ、国民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねないトラブルが続発しております。

こうした事態を受け、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制の構築などを国に求める緊急提言を取りまとめ、去る6月6日、7日の両日にわたり、三日月広域連合長からデジタル庁及び総務省に対し、提言を行ったとの報告がございました。

関西広域連合委員会に関する御報告は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

眞貝委員長

以上で報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

最初は、本会議に続いて特別交付税についてお尋ねいたします。

私は、職員と知事とは常に考え方が一致しているものと思って議論しているわけであり
ますけども、かつて、県はこの特別交付税の問題について、算定基準を公開しないという
ことで裁判までやってきたわけですけど、知事の交代によって、新知事は公約で公開する
とおっしゃった。

これについては、職員さんも明らかにスタンスが変わっているという認識でよろしいの
ですね。いかがですか。

小島市町村課長

ただいま扶川委員から、スタンスが変わっているかとの御質問を頂いているところでご
ざいます。

本会議でも答弁させていただいておりますが、今後については現在も係争中であること
から、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

扶川委員

係争中だから答弁できないというのは納得できないということは、本会議でも申し上げ
ました。時間がないので、後で時間があれば議論します。

本来であれば、公開するという方針になれば、公開することについて3町は、何ら異議
はないはずですが、それなのに、何を慎重にしているのかと、私は分からないのです。

ただ、知事も記者会見の中で、やっぱり係争中の案件ということもあります、もちろん
私がいろいろ選挙中に申し上げたことも、しっかり踏まえなければいけないこともそうだ
と思います。ですので、双方お互いにしっかり議論ができるような形になれば、誰もが損
するような話ではなくて、みんなが未来に向かって得をする、新しい時代に向かってい
く、そういった方向になればいいなと思っています。それが前提で、ただ、現在は係争中
の案件なので具体的なコメントは差し控えたいとおっしゃったのです。

今、3町のほうからは、和解の話が出ているということも報道されております。それ
で、ここで心配になっていることがあります。それが何かというと、本会議でも聞きました
が、係争が終了したら公開するのならいいのだけでも、係争が終了した後も公開しない
という県の方針が変わっていなければこれは大変だ。一体どちらなのですか。

小島市町村課長

扶川委員から、係争が終わったらどうなるかという御質問でございます。

今、扶川委員からお話がありました和解の申入れの報道があったことは承知しておりま
すけれども、当該案件に関しては現在係争中であることから、今後の訴訟にも関わります

ので、現時点においては、答弁は控えさせていただければと思います。

扶川委員

訴訟に関わるって言ったって、公開したら訴訟は終わりますよ。公約を守ったら、訴訟は終わるのです。気にすることはないのです。私はそこが分からない。なぜ公開しないのだと。それで心配になっているわけですよ。

徳島新聞さんが情報公開請求をして、その公開の結論が先延ばしになって、7月21日だと報道されています。和解について聞きますけど、その頃までに和解をする予定なのか。誰が交渉に当たるのですか。ちょっと教えてください。

小島市町村課長

和解に向けた関係について、扶川委員から御質問を頂きました。

繰り返しの御答弁になってしまうのですが、和解の報道があったことは承知しておりますが、当該案件に関しては係争中でありまして、今後の訴訟に関するため、今後のスケジュール感も含めて、答弁は控えさせていただきたいと思います。

扶川委員

答弁は一つですから、話がどんどん進みますね、進んでいないんですけど。

その話合いに向けて、知事から今何か指示が出ているのでしょうか。これも係争中だから、議会では答弁しないようにという指示ですか。

小島市町村課長

知事からの御指示等があったのかという扶川委員からの御質問でございます。

特別交付税に関しては、必要に応じて知事に報告を行っているところではございますが、具体的な話に関しては、訴訟に関わることでございますので、答弁は控えさせていただきます。

扶川委員

笑ってしまいますね。実ほうわさですけど、無条件に和解するのではないか、そういう方向なのではないかという話も聞きました。

無条件というのは、双方が手打ちをしたらこれが非公開を続けるのだという話であれば、これは大変な問題だと思います。まさか、そういう選択肢はないのでしょうかね。

小島市町村課長

扶川委員から、今後に関する御質問を頂いております。

現状では和解勧告の報道があったまででございますが、当該案件、係争中でございますので、何度もすみません、恐縮ではございますが、今後の訴訟に関わりますので、現時点では答弁は控えさせていただきます。

扶川委員

これ、同じ答弁で記録ができそうですね。まあ、いいです。

最後になりますけど、私の意見を申し上げておきます。

議会の意見をちゃんと踏まえて交渉に臨むべきでしょう。知事が相手の3町の皆さんがどんなに考えているかと交渉をするために、微妙な話合いをするのであれば、何でもかんでも議会に報告できないのは、一つの考え方かもしれません。

しかし、議会の意見もちゃんと踏まえてやるべきです。情報というのは、県民のものでありまして、昨日も公文書管理条例で盛んに議論しました。公開せずに、これだけ大きな問題になっている問題を収めてしまうということは、県民に対する説明責任の放棄です。単に公約違反だけの問題ではなくなってしまうます。

それからもう一つ、これも本会議で申し上げましたけども、実際に県が3町に損害を与えていたならば、損害賠償をすべきなんです。知事も公約の中でそうおっしゃっていました。損害を与えていなければ、3町のほうから県に謝罪していただくべきなんです。それが筋じゃないですか。

そういうけじめをしっかりと付けていただきたい。そういうことを意見として申し上げておきますので、知事にしっかりと伝えていただいて、知事の指示を仰いで県民が納得いただくような結論を出していただきたいのですがいかがですか。

小島市町村課長

扶川委員から、今後に向けた御意見を頂戴いたしました。

御意見を踏まえて進めさせていただきたいと思います。

東条委員

先ほど、部長のほうからもマイナンバーカードのお話がありました。

マイナンバーカードについてですけれども、この間マイナンバーカードを巡って、同姓同名の別人にマイナンバーカードを交付して使用された事例とか、障害者手帳情報のひも付けミスなどがトラブルとして後が絶たないと、先ほど部長が言われましたけれども、国も重く受け止めて対策の強化と省庁幹部に引締めを行ったというような報道があったのですけれども、徳島県としてマイナンバーカードのトラブルについて、どんな把握をしているのか教えていただきたいと思います。

阿部デジタルとくしま推進課長

東条委員からの、マイナンバーカードのトラブルに関する質問についてお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、全国各地でトラブルが発生していることは承知しております。このうち、本県に関するものは、少し古い話になりますけれども、3月に徳島市において、コンビニ交付システムと市役所に設置している証明書交付用端末の不具合により、他人の戸籍証明書の一部が誤って発行された事案がございました。

その他のトラブルもたくさんございますが、国が自治体名と件数を公表しているものにつきましては、現在のところ本県でのトラブルは報告はされておられません。

ただ、例えば公金受取口座の家族など本人以外の口座への登録のように、件数が多いも

のや、自治体別の件数を公表していないものにつきましては、こちらで把握する手段がございませんので不明となっております。

東条委員

たくさんある、徳島県のほうでも出ていると。それに対応されているというふうに思うのですけれども、徳島県としてそういう、いろんなトラブルが起きたらどういう対応をされているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

阿部デジタルとくしま推進課長

県の対応につきまして御質問を頂きました。

マイナンバー制度におきましては、全ての国民が一律に関係することであり、各自治体における対応には限界があることから、先ほど部長からもお話ししましたように、6月6日と7日には関西広域連合で緊急提言、それに先立つ5月30日には、全国知事会からも提言がなされております。

現在、本県におきましては、マイナンバー制度の信頼性について心配されている方々に対し、市町村と共に制度の概要やトラブルの原因などについて丁寧に御説明をさせていただいているところでございます。

東条委員

点検を担う各自治体の対応が本当に大変だと思うのですけれども、今後、徳島県としてトラブルの回避を含めて、計画的にどんな対策を立てられるのか。主には国がやられるのですけれども、当面どういうふうに対応されるのか、今後進めていくのかということをお教えください。

阿部デジタルとくしま推進課長

東条委員からの今後の対応に関する質問にお答えいたします。

6月21日に関係省庁によるマイナンバー情報総点検本部が設置をされておきまして、今年秋までにマイナンバーにひも付けられたデータの総点検が行われることとなっております。

本県といたしましては、この点検も含めたマイナンバー制度の適切な運用に努めますとともに、マイナンバーのメリットにつきましても国や市町村と共にしっかりと、また丁寧に説明していく必要があると考えております。

今後とも、国に対し、ミスが起こらないような制度の構築と運用をお願いいたしますとともに、本県におきましては市町村と共にマイナンバー制度の信頼性について心配されている方々に対しまして、制度の概要やトラブルの原因などをしっかりと、また丁寧に説明をしていきたいと考えております。

それから、現場は市町村でございますので、市町村から意見を聞きまして、現場の声を国に要望いたしますとともに、県内市町村とトラブルの原因やその対応方法といった情報をしっかりと共有することで、県民の皆様が安心してサービスを利用できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

東条委員

やはり一番は県民、国民も不安だと思うのです。マイナンバーカードのひも付けのチェックの仕方だったり、それから子供の通帳が親の名義で登録されたり、いろんな問題が出ていると思うんです。今回のこの施策は慌てて作られているように思うのです。

皆さんの不安をあおっているような状況があると思いますので、今後は、先ほど言われたように国にも強く要望していただきたい。安心、安全なマイナンバーカードになるように、やっぱりマイナンバーカード自体が今、問われていると思いますので、その辺もしっかり国に要望をしていただきたいと思います。

まずは県民、国民への信頼回復が優先だと思いますので、是非進めていただき、マイナンバーカードのチェックをちゃんとして、個人情報の問題もありますので、その点そんなに慌てずに、しっかり要請していただくように進めていただきたいと思います。

扶川委員

先ほど時間があるのに、あれば聞きますと言っていたことを忘れていました。

係争中ということの考え方についてお尋ねしたいのです。

係争中だから答弁できないというのは、それだけではよく分からないので、どうして係争中の案件というのは議会で答弁できないのか教えてください。

小島市町村課長

扶川委員から、係争中なので答弁できないというのはおかしいのではないかという御質問でございます。

先ほどからの繰り返しにはなりますけれども、当該案件につきましては、先日も本会議で答弁したところではありますけれども、係争中であり、今後の訴訟や裁判の動向にも関わることですので、現時点では答弁は控えさせていただきたいというところでございます。

扶川委員

公開してしまえば終わるのだから、公約どおりやれば何の差し支えもないということを申し上げました。それだったら、答弁を差し控える必要ないじゃないですか。それが私は分からないのですよ。何度聞いてもよく分からない。

裁判に不利になるから答えないということはあります。刑事裁判なんかで、被告人の側が変なことを言うと不利になるからとか、そういう配慮から言わない権利もありますよ。でも、こういう民事訴訟で、行政が片方の当事者になっているときに、係争中だって逃げるといえるのは、私は間違っていると思うのです。

森友の問題で国がそういう答弁をしたのがきっかけだなんてことをネットで見ましたけど、こういう答弁を繰り返していると、物事を前へ進める議論ができないだけでなく、場合によっては議会軽視です。訴訟を起こしたら議会では答弁しなくていいんだってことになってしまいます。実際に記念オケの問題でも同じ答弁をもらいましたけども、駄目ですよこれは。そのことは強く申し上げておいて、終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第3号、健康保険証一律廃止の中止を求める意見書の提出を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

菊地政策創造部長

御説明をさせていただきます。

請願第3号、健康保険証一律廃止の中止を求める意見書の提出を求める請願に関しまして、国等の動向を御説明させていただきます。

健康保険証につきましては、マイナンバー法及び医療保険各法の一部改正法の成立によりまして、令和6年秋を目指して、現在の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることとなっております。

また、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて資格確認証が提供されることとなっております。

なお、マイナンバー保険証に関しましては、全国でマイナンバーカードへの保険証の誤登録などのトラブルが発生しておりますが、国から各医療保険者に対しまして、7月末までの登録状況の確認と再発防止策の徹底が指示されているほか、6月21日に関係省庁により設置されましたマイナンバー情報総点検本部におきまして、今年秋までにマイナンバーにひも付けられたデータの総点検が行われると伺っております。

よろしく願いいたします。

眞貝委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択でお願いします」と言う者あり）

井下委員

私は、本請願について、不採択とすべきものと考えますので、その理由を述べさせていただきます。

マイナンバー保険証につきましては、1枚の保険証を生涯使うことができます。就職や転職、引っ越しの際に、保険証の切替えを待たずに受診が可能となることや、自分の薬の処方履歴や特定健診の結果を自分で確認できるようになり、正確なデータに基づく診療や薬の処方が受けられるようになること、さらには、手続なしで限度額以上の医療費の一時的な支払が不要になることなど、我々にとって、特に子育てをしていたらよくあるのですが、メリットのあるものと思っております。また、医療分野におけるデジタル化を一層進めて、医療の質と効率を高める取組であると認識しているところです。

しかしながら、先ほども説明がありましたが、その前提となるのは、マイナンバー制度は信頼できるという部分だと思っております。報道されているようなマイナンバーへの保険証の誤登録などは、あってはならないものだと当然思っております。

ただ、これらの問題は、先ほどの部長の説明にもありましたように、国において、今年秋までに対応がなされるとされており、国において、しっかりとした議論がなされた上で、トラブルが起こらないような措置が講じられることを注視していきたいと考えているところです。

本請願は、健康保険証の一律廃止の中止を求める内容となっておりますが、トラブルにはしっかりと対応した上で、中止ではなく、医療分野におけるデジタル化を前に進めていくべきだと思います。また、このマイナンバーカードへの切替えによって、医療的な活用効果が3,800億円くらいあるのではないかなどとも言われております。

以上のことから、本請願の趣旨には賛同できないものと考えます。よって、本請願については不採択でお願いしたいと思っております。

扶川委員

請願の趣旨のとおりなんですけど、御承知のように重大な問題が次々起こって、今、井下委員がおっしゃったように病歴などの医療歴がほかの人とひも付けられていたとの重大な問題が起こっているわけです。私はこれまでマイナンバーカードそのものについて反対したことはございませんが、この請願では拙速だと言っているんです。もう少し慎重にやらないと重大な問題が起こりかねないのだから、すぐ廃止するんじゃなくて、期限を決めてすぱっとやってしまうのではなく、現行の保険証でも従来どおり、しばらくの間は保険が受けられるような措置をとってほしい、それだけの請願です。そういう意見書を求めている請願です。私は反対する理由はないと思っております。健康保険証の代わりに電子データが入ったマイナンバーカードのメリットがあることは十分分かっておりますので、それ自体に反

対するつもりはありませんが、この請願は採択すべきだと思います。

眞貝委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は採択すべきものと決することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第3号

これをもって、政策創造部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時01分）